

春日井市告示第 26 号

令和 8 年第 1 回春日井市議会定例会において議決を経た令和 7 年度春日井市一般会計補正予算ほか 7 件の補正予算及び令和 8 年度春日井市一般会計予算ほか 10 件の予算の要領は、次のとおりである。

令和 8 年 3 月 12 日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和8年度春日井市一般会計予算

令和8年度春日井市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,020,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		56,036,880
	1 市 民 税	24,615,000
	2 固 定 資 産 税	22,533,000
	3 軽 自 動 車 税	702,000
	4 市 た ば こ 税	1,850,000
	5 事 業 所 税	1,902,880
	6 都 市 計 画 税	4,434,000
2 地 方 譲 与 税		722,400
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	140,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	540,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	38,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	4,400
3 利 子 割 交 付 金		159,000
	1 利 子 割 交 付 金	159,000
4 配 当 割 交 付 金		612,000
	1 配 当 割 交 付 金	612,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		856,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	856,000

款	項	金額
6 法人事業税交付金		947,000
	1 法人事業税交付金	947,000
7 地方消費税交付金		8,835,000
	1 地方消費税交付金	8,835,000
8 ゴルフ場利用税交付金		33,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	33,000
9 環境性能割交付金		24,000
	1 環境性能割交付金	24,000
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		154,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	154,000
11 地方特例交付金		567,000
	1 地方特例交付金	567,000
12 地方交付税		4,601,000
	1 地方交付税	4,601,000
13 交通安全対策特別交付金		40,795
	1 交通安全対策特別交付金	40,795
14 分担金及び負担金		763,472
	1 負担金	763,472

款	項	金額
15 使用料及び手数料		1,548,273
	1 使用料	793,215
	2 手数料	755,058
16 国庫支出金		23,707,522
	1 国庫負担金	19,046,845
	2 国庫補助金	4,591,420
	3 国庫委託金	69,257
17 県支出金		10,843,504
	1 県負担金	6,747,138
	2 県補助金	3,312,711
	3 県委託金	783,655
18 財産収入		283,816
	1 財産運用収入	232,771
	2 財産売却収入	51,045
19 寄附金		1,106,000
	1 寄附金	1,106,000
20 繰入金		3,030,181
	1 繰入金	3,030,181
21 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
22 諸 収 入		2,928,856
	1 延滞金、加算金及び過料	20,001
	2 市 預 金 利 子	16,044
	3 貸 付 金 元 利 収 入	884,641
	4 受 託 事 業 収 入	231,102
	5 雑 入	1,777,068
23 市 債		9,220,300
	1 市 債	9,220,300
歳 入 合 計		127,020,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		571,985
	1 議 会 費	571,985
2 総 務 費		12,393,147
	1 総 務 管 理 費	10,176,024
	2 徴 税 費	1,094,849
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	653,547
	4 選 挙 費	328,982
	5 統 計 調 査 費	61,385
	6 監 査 委 員 費	78,360
3 民 生 費		60,104,436
	1 社 会 福 祉 費	31,759,762
	2 児 童 福 祉 費	22,309,756
	3 生 活 保 護 費	6,034,332
	4 災 害 救 助 費	586
4 衛 生 費		13,653,021
	1 保 健 衛 生 費	5,828,563
	2 環 境 対 策 費	243,863
	3 清 掃 費	7,553,637
	4 上 水 道 費	26,958

款	項	金額
5 労働費		11,500
	1 労働費	11,500
6 農林水産業費		348,544
	1 農業費	284,920
	2 林業費	63,624
7 商工費		2,443,530
	1 商工費	2,443,530
8 土木費		13,512,662
	1 土木管理費	569,750
	2 道路橋りょう費	1,651,512
	3 河川費	409,525
	4 都市計画費	10,599,218
	5 住宅費	282,657
9 消防費		2,919,358
	1 消防費	2,919,358
10 教育費		12,149,542
	1 教育総務費	2,257,290
	2 小学校費	1,996,505
	3 中学校費	1,470,705
	4 社会教育費	2,579,001

款	項	金額
	5 学 校 給 食 費	3,846,041
11 公 債 費		8,862,275
	1 公 債 費	8,862,275
12 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		127,020,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
衛生費	清掃費	クリーンセンター 第2工場No.1 ごみクレーン 設備更新工事	149,000	8	92,700
				9	56,300
		次期衛生プラント 施設整備基本計画 策定等業務	40,000	8	26,000
				9	14,000
土木費	都市計画費	高蔵寺駅北口 自転車駐車場 新築工事	626,600	8	437,000
				9	189,600
		落合公園再整備	2,809,600	8	343,000
				9	1,256,600
				10	1,210,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
教 育 費	小 学 校 費	大手小学校校舎等 リニューアル工事 設計業務	90,000	8	25,000	
				9	65,000	
	中 学 校 費	松原中学校校舎等 リニューアル工事 設計業務	90,000	8	25,000	
				9	65,000	
		中 部 中 学 校 校舎増築工事	904,000	8	424,000	
				9	480,000	
	学 校 給 食 費	東部第1調理場 蒸気配管改修 (第3期)工事	19,000	8	1,600	
				9	17,400	
			西部地区新調理場 予定地整備工事	300,000	8	240,000
					9	60,000

第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和 9 年度市民税・県民税・ 森林環境税当初賦課業務	令和 9 年度	5,300
令和 9 年度市民税・県民税・ 森林環境税普通徴収 納税通知書印刷等業務	令和 9 年度	6,400
令和 9 年度市民税・県民税・ 森林環境税特別徴収 税額決定通知書印刷等業務	令和 9 年度	7,600
令和 9 年度軽自動車税 納税通知書作成等業務	令和 9 年度	2,000
令和 9 年度市税 督促状等印刷業務	令和 9 年度	1,100
愛知県議会議員一般選挙	令和 9 年度	15,000
春日井市議会議員一般選挙	令和 9 年度	6,600
総合的な福祉拠点整備運営事業者 選定アドバイザー業務	令和 9 年度	23,300
令和 9 年度がん検診等 受診券作成業務	令和 9 年度	9,200
ごみ収集車両整備	令和 9 年度 ～ 令和 10 年度	80,900
ごみ運搬車両整備 (その 2)	令和 9 年度 ～ 令和 10 年度	12,000

事 項	期 間	限 度 額
土地改良施設維持管理 適正化事業負担金	令和9年度 ～ 令和12年度	12,800
(仮称)高蔵寺ニュータウン まちづくり新構想策定支援業務	令和9年度	2,000
かすがいシティバス運行負担金	令和9年度 ～ 令和13年度	1,223,000
市営住宅維持管理・修繕等業務	令和9年度 ～ 令和11年度	233,300
コミュニティ住宅修繕等業務	令和9年度 ～ 令和11年度	23,100
外国語指導助手派遣業務	令和9年度 ～ 令和11年度	211,200
西部地区新調理場整備・運営事業 モニタリング等業務	令和9年度 ～ 令和11年度	21,000

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債	庁舎等整備事業	317,000	普通貸借は 又証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
民生債	社会福祉施設整備事業	27,000			
	児童福祉施設整備事業	43,900			
衛生債	清掃施設整備事業	2,974,700			
農林債	農業施設等整備事業	16,500			
土木債	道路橋りょう整備事業	710,300			
	河川整備事業	94,100			
	都市計画事業	4,138,600			
	住宅施設整備事業	67,200			
消防債	消防施設整備事業	112,200			
教育債	義務教育施設整備事業	454,800			
	社会教育施設整備事業	76,500			
	学校給食施設整備事業	187,500			

令和8年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和8年度春日井市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146,284千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		4,086
	1 基 金 預 金 利 子	4,086
2 繰 入 金		76,798
	1 繰 入 金	76,798
3 市 債		65,400
	1 市 債	65,400
歳 入 合 計		146,284

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		65,459
	1 事 業 費	65,459
2 公 債 費		80,825
	1 公 債 費	80,825
歳 出 合 計		146,284

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	65,400	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和8年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度春日井市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,410,162千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,600,552
	1 国民健康保険税	5,600,552
2 県 支 出 金		16,623,023
	1 県 補 助 金	16,623,023
3 繰 入 金		2,139,677
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,726,312
	2 基 金 繰 入 金	413,365
4 財 産 収 入		4,807
	1 財 産 運 用 収 入	4,807
5 諸 収 入		42,103
	1 延滞金、加算金及び過料	16,213
	2 雑 入	25,890
歳 入 合 計		24,410,162

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		85,046
	1 総務管理費	85,046
2 保険給付費		16,368,387
	1 療養諸費	16,368,387
3 国民健康保険事業費納付金		7,716,122
	1 医療給付費分	5,204,182
	2 後期高齢者支援金等分	1,702,443
	3 介護納付金分	641,125
	4 子ども・子育て支援金分	168,372
4 保健事業費		190,800
	1 保健事業費	43,483
	2 特定健康診査等事業費	147,317
5 基金積立金		4,807
	1 基金積立金	4,807
6 諸支出金		45,000
	1 償還金及び還付加算金	45,000
歳出合計		24,410,162

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和 9 年度国民健康保険税 納税通知書作成等業務	令和 9 年度	9,692

令和8年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,080,378千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		5,994,058
	1 後期高齢者医療保険料	5,994,058
2 繰 入 金		1,075,519
	1 一般会計繰入金	1,075,519
3 諸 収 入		10,801
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	10,800
歳 入 合 計		7,080,378

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		44,013
	1 総務管理費	30,213
	2 徴収費	13,800
2 後期高齢者医療金 （広域連合納付）		7,025,565
	1 後期高齢者医療金 （広域連合納付）	7,025,565
3 諸支出金		10,800
	1 償還金及び還付加算金	10,800
歳出合計		7,080,378

令和8年度春日井市介護保険事業特別会計予算

令和8年度春日井市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,537,216千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		5,143,049
	1 介 護 保 險 料	5,143,049
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,607
	1 手 数 料	1,607
3 国 庫 支 出 金		5,558,390
	1 国 庫 負 担 金	4,474,275
	2 国 庫 補 助 金	1,084,115
4 支 払 基 金 交 付 金		6,738,892
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,738,892
5 県 支 出 金		3,497,510
	1 県 負 担 金	3,384,963
	2 県 補 助 金	112,547
6 繰 入 金		4,577,578
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,623,618
	2 基 金 繰 入 金	953,960
7 財 産 収 入		14,315
	1 財 産 運 用 収 入	14,315

款	項	金額
8 諸 收 入		5,875
	1 雜 入	5,875
歲 入 合 計		25,537,216

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		286,420
	1 総務管理費	49,220
	2 徴収費	13,783
	3 要介護認定費	223,417
2 保険給付費		24,184,774
	1 保険給付費	24,184,774
3 基金積立金		14,315
	1 基金積立金	14,315
4 地域支援事業費		813,258
	1 包括的支援等事業費	66,995
	2 介護予防・日常生活支援 総合事業費	746,263
5 保健福祉事業費		80,774
	1 保健福祉事業費	80,774
6 諸支出金		157,675
	1 償還金	14,000
	2 繰出金	143,675
歳出合計		25,537,216

令和8年度春日井市民家防音事業特別会計予算

令和8年度春日井市の民家防音事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,975千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		5,277
	1 県 補 助 金	5,277
2 繰 入 金		19,698
	1 繰 入 金	19,698
歳 入 合 計		24,975

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 民 家 防 音 事 業 費		24,975
	1 民 家 防 音 事 業 費	24,975
歳 出 合 計		24,975

令和8年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計予算

令和8年度春日井市の春日井インター北企業用地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,794千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		10,983
	1 繰 入 金	10,983
2 財 産 収 入		811
	1 財 産 運 用 収 入	811
歳 入 合 計		11,794

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		202
	1 総 務 管 理 費	202
2 事 業 費		5,000
	1 事 業 費	5,000
3 公 債 費		6,592
	1 公 債 費	6,592
歳 出 合 計		11,794

令和8年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算

令和8年度春日井市の潮見坂平和公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156,321千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		90,098
	1 使 用 料	73,835
	2 手 数 料	16,263
2 諸 収 入		3,976
	1 基 金 預 金 利 子	3,130
	2 雑 入	846
3 繰 入 金		62,247
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,485
	2 基 金 繰 入 金	50,762
歳 入 合 計		156,321

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		151,321
	1 総 務 管 理 費	151,321
2 墓 園 事 業 費		5,000
	1 墓 地 築 造 事 業 費	5,000
歳 出 合 計		156,321

令和8年度春日井市春日井市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度春日井市春日井市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	
一 般 病 床	552床
感 染 症 病 床	6床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院 患 者 数	179,215人
外 来 患 者 数	322,940人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院 患 者 数	491人
外 来 患 者 数	1,340人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
施 設 整 備 費	1千円
資 産 整 備 費	466,295千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	23,800,896千円
第1項 医業収益	22,914,216千円
第2項 医業外収益	886,677千円
第3項 特別利益	3千円

支 出

第1款 病院事業費用	23,800,896千円
第1項 医業費用	23,115,647千円
第2項 医業外費用	685,246千円
第3項 特別損失	3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額749,697千円は、過年度分損益勘定留保資金748,713千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額984千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	999,977千円
第1項 出資金	299,976千円
第2項 投資有価証券償還金	700,000千円
第3項 その他資本的収入	1千円

支 出

第1款 資本的支出	1,749,674千円
第1項 建設改良費	466,296千円
第2項 償還金	1,050,678千円
第3項 投資	232,700千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,537,680千円

(2) 交際費 220千円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債に係る利子補給等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、551,594千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,488,900千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	血管造影X線診断装置	一 式

令和8年度春日井市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度春日井市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	305,385人
(2) 給 水 栓 数	137,403栓
(3) 年 間 総 配 水 量	33,885,000m ³
(4) 一 日 平 均 配 水 量	92,836m ³
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
管 路 耐 震 化 整 備	1,254,695千円
桃 山 配 水 場 更 新 整 備	1,012,000千円
神 屋 中 配 水 場 更 新 整 備	330,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益	6,005,885千円
第1項 営 業 収 益	4,964,910千円
第2項 営 業 外 収 益	1,040,973千円
第3項 特 別 利 益	2千円

支 出

第1款 水道事業費用	6,055,385千円
第1項 営業費用	6,007,416千円
第2項 営業外費用	33,529千円
第3項 特別損失	8,940千円
第4項 予備費	5,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,432,510千円は、過年度分損益勘定留保資金1,955,250千円、建設改良積立金184,433千円、過年度分消費税及地方消費税資本的収支調整額159,068千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額133,759千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,743,631千円
第1項 企業債	1,300,000千円
第2項 負担金	15,400千円
第3項 固定資産売却代金	1,200千円
第4項 工事収入	427,030千円
第5項 分担金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	4,176,141千円
第1項 建設改良費	3,987,076千円
第2項 企業債償還金	189,065千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	県水受水ポンプ場 更新整備	1,183,600	8	24,200
				9	946,000
				10	213,400

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
水道料金等納入通知書等 作成業務	令和9年度	12,421

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の 目的	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
水道 事業	1,300,000	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率)	政府その他の金融 機関の資金について は、その融資条件に よる。ただし、財政 の都合により据置期 限及び償還期限を短 縮若しくは繰上償還 又は低利に借り換え ることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 489,804千円

(他会計からの補助金)

第11条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,008千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、57,914千円と定める。

令和8年度春日井市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度春日井市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	78,230戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	26,640,510m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	72,988m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
西部第一・第二地区雨水管渠等整備事業	3,712,439千円
上条地区管渠整備事業	814,074千円
処理場施設改築事業	608,164千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	7,807,960千円
第1項 営業収益	4,774,561千円
第2項 営業外収益	3,033,398千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 下水道事業費用	7,434,234千円
第1項 営業費用	6,817,444千円
第2項 営業外費用	591,490千円
第3項 特別損失	3,300千円
第4項 予備費	22,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,633,776千円は、過年度分損益勘定留保資金29,722千円、当年度分損益勘定留保資金2,303,541千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額163,331千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額137,182千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	6,987,940千円
第1項 企業債	4,692,400千円
第2項 出資金	91,302千円
第3項 補助金	1,452,334千円
第4項 負担金	751,904千円

支 出

第1款 資本的支出	9,621,716千円
第1項 建設改良費	6,498,491千円
第2項 企業債償還金	3,123,225千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	勝西浄化センター 改築事業 (その2)	437,000	8	68,000
				9	369,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の 目的	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
公共 下水道 事業	4,692,400	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率)	政府その他の金融 機関の資金について は、その融資条件に よる。ただし、財政 の都合により据置期 限及び償還期限を短 縮若しくは繰上償還 又は低利に借り換え ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 592,213千円

(他会計からの補助金)

第10条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,869千円である。